

大阪市立大学数学研究所（英語名 Osaka City University Advanced Mathematical Institute）規程

2003年9月9日理学研究科教授会承認

（設置および目的）

第1条 大阪市立大学数学研究所（以下、研究所という）を大阪市立大学大学院理学研究科に置く。研究所は、「21世紀COEプログラム」（以下、COEという）を契機として、結び目を焦点とする広角度の数学を研究し、若手研究者を育成することを目的とする。

（事業）

第2条 研究所は、前条の目的を達成するため、おおむね次の事業および企画を行う。

- （1）COE教授の招聘
- （2）COE上級研究所員の選定
- （3）COE（無給）研究所員の選定
- （4）日常的な研究交流の場の提供
- （5）各種セミナーや国際会議・シンポジウムの企画
- （6）数学に関する普及事業

（組織）

第3条 研究所は、次に掲げる構成員（以下、所員という）をもって組織する。

- （1）所長1名
 - （2）副所長2名
 - （3）COE事業推進担当者
 - （4）数学科教員
 - （5）前条（1）のCOE教授
 - （6）前条（2）のCOE上級研究所員
- 2 所長はCOEの拠点リーダーをもってこれにあてる。
 - 3 副所長は、所長が任命する。

（職務）

第4条 所長は、理学研究科長の命を受けて、研究所の業務を掌理し、所員を指揮監督する。

- 2 副所長は、所長を補佐し、研究所の業務を掌理し、所員を指揮監督する。
- 3 所長は副所長2名のうち1名を予め選び、選ばれた副所長は、所長に事故があったとき又は所長が欠けたとき、所長の職務を行う。

(運営)

第5条 研究所の適切かつ円滑な運営を図るため、常任委員会、運営会議、全体会議ならびに研究推進委員会を置く。

- 2 常任委員会は、所長・副所長で構成し、研究所の運営に関する事項を検討し、適宜運営会議に提案する。
- 3 運営会議は、数学科教授およびCOE研究教育活動評価対象者によって構成し、研究所の運営に関する事項を決定する。
- 4 所長、常任委員会、運営会議は、所員全員による全体会議を開催して、研究所の運営に関する意見を聴取することができる。
- 5 常任委員会は、外部委員を含めた研究推進委員会を構成し、研究所のプロジェクトや将来計画に関する意見を聴取する。

(ホームページ委員会)

第6条 研究所にホームページ委員会を置く。

2 ホームページ委員会は、数学科教員である所員若干名で構成し、次の業務を行う。

- (1) 研究所のホームページの立ち上げと管理
- (2) COE事業に関わるデータベースの構築
- (3) 前項のデータベースの公開および管理
- (4) その他、ホームページおよびデータベースに関すること

[イメージ図]

